

湯河原町告示第 63 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり使用料の徴収の事務を委託した。

令和 7 年 7 月 11 日

湯河原町長 内 藤 喜 文

1 徴収の事務を委託する使用料

湯河原町都市公園条例（昭和 41 年湯河原町条例 10 号）第 7 条に規定する湯河原海浜公園プール使用料

2 委託先

神奈川県平塚市真田四丁目 39 番 38 号

東海体育指導株式会社

代表取締役 西久保 好生

3 委託期間

令和 7 年 7 月 19 日から令和 7 年 9 月 10 日まで